

## 注記 14年度

### 1. 重要な会計方針

#### 1. 有形固定資産の減価償却の方法

##### (1)有形固定資産

建物、工作物、船舶

定率法により減価償却を行っている。

物品

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数を基準とし、残存価格を取得価格の10%とした定額法により減価償却を行っている。

#### 2. 引当金の計上基準及び計算方法

##### (1)貸倒引当金

未納保険料については、過去5年間の保険料の収納額、不納欠損額に基づき算定し、また、その他返納金債権等の未収金については、過去の実績により算定している。

### 2. 追加情報等

#### 1. 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

## 2. 公的年金預かり金の計上基準及び差額の内容

公的年金預り金は、平成11年財政再計算（別紙参照）における当該年度積立金を計上することとした。

## 3. 各特別会計固有の表示科目

### 積立金

国民年金特別会計法第12条の規定により、決算上生じた過剰は、翌年度の歳入に繰入られる額を除き、積立金に積み立てている。

## 4. 歳出予算の繰越等

### 繰越の調整

イ. 本年度業務費用・財源差額	△76,493百万円
ロ. 本年度繰越見合財源	—
ハ. 前年度繰越見合財源	—
ニ. 繰越の調整後の業務費用・財源差額	△76,493百万円

## 5. 区分別収支計算書「本年度収支」と貸借対照表「現金預金」の関係

当勘定においては、平成13年度から年金資金運用基金へ運用寄託を行っているため、本年度収支は、現金・預金と運用寄託金の合計となる。

## 6. 他会計（勘定）からの受入

### イ. 一般会計からの受入

「国民年金法」第85条第1項及び「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第34号）附則第34条第1項の規定に基づく国民年金事業に充てるための国庫負担金

### ロ. 基礎年金勘定からの受入

「国民年金特別会計法」に基づく基礎年金相当給付費財源の基礎年金勘定からの受入金

### ハ. 業務勘定からの受入

「国民年金法」に基づき、国民年金印紙による納付の方法によって納付する保険料の業務勘定からの受入金

## 7. 他会計（勘定）への繰入

### イ. 基礎年金勘定への繰入

「国民年金特別会計法」に基づく基礎年金給付費等に要する費用に充てるための基礎年金勘定への繰入金

### ロ. 業務勘定への繰入

「国民年金特別会計法」第4条の規定の基づく福祉施設等財源及び年金資金運用基金出資財源の業務勘定への繰入金

附属明細書 14年度

1. 貸借対照表項目に関する明細

① 未収金の明細

未収金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 方	本年度末残高
年金返納金	受給者等	1,615

② 固定資産の明細

固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額（本年度発生分）	本年度末残高
(有形固定資産)						
土地	52,217	39	23	—	—	52,233
立木竹	195	8	0	—	—	202
建物	46,560	824	457	2,316	—	44,611
工作物	22,774	1,326	114	2,204	—	21,782
船舶	0	—	—	0	—	0
物品	2,136	532	204	496	—	1,968

③ 出資金の明細

出資金の増減の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
出資金	46,292	—	64	0	—	—	46,356

出資金の明細

(単位：百万円)

出資先	出資金額	資産	負債	純資産	資本金	特別会計からの出資額	出資割合	純資産額による算出額	貸借対照表計上額	使用財務諸表
		(A)	(B)	(C=A-B)	(D)	(E)	(F=E/D)	(G=C×F)		
年金資金運用基金										
総合勘定	1	58,788,381	58,787,960	421	100	1	1%	4		行政コスト計算書
承継一般勘定	46,355	8,033,363	7,228,377	804,986	1,021,123	46,355	5%	36,543	46,355	行政コスト計算書
合計	46,356	66,821,745	66,016,337	805,407	1,021,223	46,356	5%	36,560	46,356	

④ 未払金の明細

未払金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 方	本年度末残高
2・3月分年金給付	受給者等	945,474

⑤ 資産評価差額の明細

資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地	△19,513	—	—	△19,513	
立木竹	△7	—	—	△7	
建物	△4,609	—	—	△4,609	
工作物	△1,446	—	—	△1,446	
船舶	△0	—	—	△0	
計	△25,576	—	—	△25,576	

# 注記. 平成 11 年度財政再計算の概要 (国民年金)

## I. 国民年金の財政方式

### (1) 国民年金の財政方式

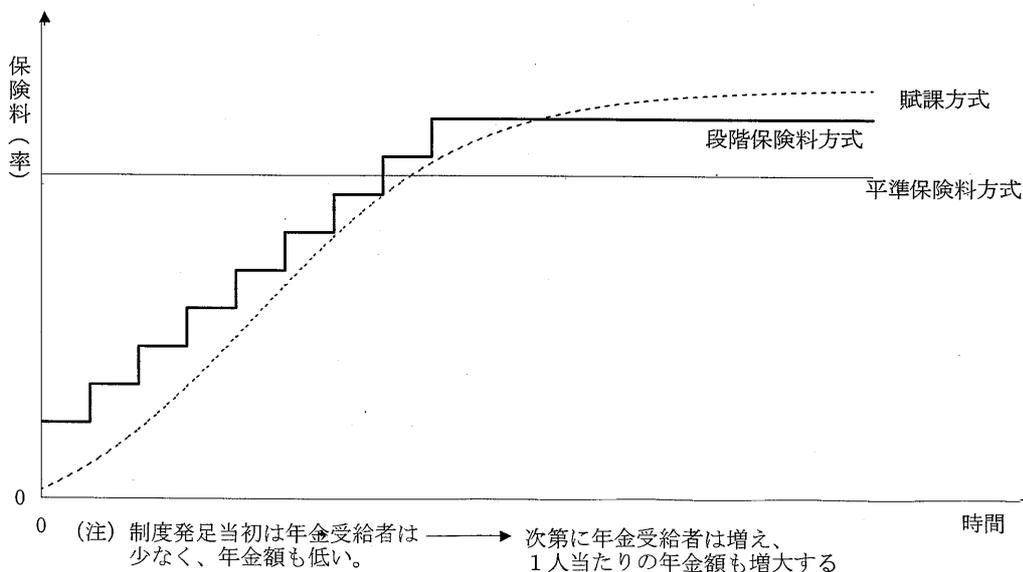
国民年金においては、現在、保険料を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。国民年金よりも歴史の古い厚生年金の場合には、昭和 17 (1942) 年の制度発足当初 (当時は労働者年金保険) には、財政方式として平準保険料方式が採用された。ここで、平準保険料とは、将来にわたって一定で収支均衡が図られるような保険料のことである。しかし、戦後の昭和 23 (1948) 年、急激なインフレの中、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮して、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和 29 (1954) 年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、このとき以降、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけでなく、保険料率の将来見通しも作成することとなった。さらに、昭和 48 (1973) 年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み (物価スライド・賃金再評価) が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていくことをあらかじめ想定し、その将来見通しに基づいて当面の保険料率を設定する財政方式 (段階保険料方式) がとられることとなった。

国民年金の場合も、制度発足当初の昭和 36 (1961) 年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、厚生年金制度、国民年金制度等からの拠出金でまかなうことと払っており、この拠出金は、賦課方式的に算定されているが、国民年金制度 (第 1 号被保険者) としては、将来の拠出金という支出に備え、賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備している。

段階保険料方式は、積立方式の要素を持ちつつも、物価スライド・賃金再評価等のための費用のかなりの部分を後代負担とする、賦課方式の考え方も持った財政方式ということができる (図表 1 参照)。

(注) なお、平成 11 年の改正により既裁定者については物価スライドのみを行うこととなった。

図表 1 年金の財政方式



## (2) 保険料引上げ計画と積立金の役割

国民年金の財政再計算においては、年金制度を将来の世代に確実に受け継いでいくため、現在の世代と将来の世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料の段階的な引上げを行うこととしている。

すなわち、今後、少子・高齢化が進行する見通しとなっているが、それに備えて積立金を保有しておくことにより、将来的には、その積立金の運用収入を活用する分、保険料を賦課方式における保険料よりも継続的に低く出来るというメリットがある。たとえば、賦課保険料のピーク時には、保険料を6,000円程度(国庫負担1/3の場合。平成11(1999)年度価格)も低くすることができる。積立金は、将来世代の負担を軽減し、世代間の負担の公平化に寄与している。

このことは、積立金を取り崩すことにより保険料を引き下げ、その時点における保険料負担を軽減したとしても、将来的には、積立金が少なくなった分だけ運用収入が少なくなり、結局は、将来、保険料を引き上げる必要が生じるということの意味する。そうなれば、世代間の負担の不公平を増大させることとなり、ひいては年金制度への信頼を損うことになりかねない。

平成11年の改正制度では、当面、保険料を据え置くこととなっているが、据置きにより将来の世代の負担を過重なものとしないう、保険料の引上げ幅を、毎年600円(平成11(1999)年度価格)としている。

平成11年の改正制度では、国民年金では、積立度合(前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率)が、平成37(2025)年度で、2.6、平成62(2050)年度では、2.4となる見通しとなっている。この積立度合は、財政状況と無関係にある一定の目標水準を設定しているものではなく、上記のような考え方にたった保険料計画、すなわち保険料の引上げ幅や最終保険料水準により決まってくる性格のものである。

## II. 財政再計算の考え方

### (1) 財政再計算の位置づけ

国民年金においては、財政再計算を少なくとも5年ごとに実施することが義務づけられており、人口構造の変化、雇用構造、就業構造の変化、賃金・物価・金利の変動等の社会経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえて、新たに被保険者(加入者)数・年金受給者数、年金給付費等の推計を行い、給付と負担を均衡させるよう将来の保険料引上げ計画を策定することとなっている。なお、このプロセスの中で、制度改正も行われる。

このように財政再計算を少なくとも5年に一度行うことにより、社会経済情勢の変化に対応し、国民年金制度を長期的に安定したものとすることができるわけである。

### (2) 平成11(1999)年財政再計算の前提

平成11(1999)年の財政再計算に際しては、以下のような数値を用いて計算を行っている。

#### ① 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口(平成9(1997)年1月)における中位推計を用いている。前提となった出生率等の主な指標について前回の将来推計人口(平成4(1992)年9月)と比較したものは、図表2のとおりである。

図表 2 日本の将来推計人口—平成 9 (1997) 年 1 月推計と平成 4 (1992) 年 9 月推計の比較

	平成 9 (1997) 年 1 月推計	平成 4 (1992) 年 9 月推計
(65 歳以上人口) ÷ (20~64 歳人口) (平成 6 2 (2050) 年)	6 4 . 6 %	5 5 . 6 % (参考推計)
平均寿命	男 7 9 . 4 3 年 女 8 6 . 4 7 年 (平成 6 2 (2050) 年)	男 7 8 . 2 7 年 女 8 5 . 0 6 年 (平成 3 7 (2025) 年)
合計特殊出生率	1 . 6 1 (平成 6 2 (2025) 年)	1 . 8 0 (平成 3 7 (2025) 年)

②労働力率の見通し

労働省職業安定局推計 (平成 10 (1998) 年 10 月) を用いている。平成 37 (2025) 年に向けて、男子の労働力率は 60 歳台前半において若干上昇、女子の労働力率は 20 歳台後半以上のすべての年齢層において上昇する見通しとなっている。高齢者や女子の就労が進めば、将来の労働力人口の減少を補うこととなるが、財政再計算では、このような将来高齢者や女子の労働力率が上昇する要素も織り込んで見通しが立てられている。

③基礎数

直近の被保険者 (加入者) ・年金受給者の統計データであり、国民年金の実績に基づき設定している。

④基礎率 (人口学的要素)

被保険者 (加入者) 数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための率であり、国民年金の実績に基づき設定している。

⑤基礎率 (経済的要素)

年金制度は長期的な制度であることから、経済的要素の前提は長期的な観点から設定すべきものである。このことから、経済的要素の前提については、これら各要素および関連指標の過去の実績および公表されている経済関係の将来見通しを踏まえ、具体的に、次のように設定している。

ア. 物価上昇率

物価上昇率は、過去の実績 (過去 10 年間平均で 1. 5 %) を踏まえ、1. 5 % と設定している。

イ. 賃金上昇率

実質賃金上昇率 (= 賃金上昇率 - 物価上昇率) は、過去の実績 (過去 10 年間平均で 1. 0 %) や将来の実質 GDP 成長率の見通し (おおむね 1 % 程度) を踏まえ 1. 0 % とし、賃金上昇率を実質賃金上昇率 (1. 0 %) + 物価上昇率 (1. 5 %) より 2. 5 % と設定している。

ウ. 運用利回り

年金積立金の運用は国内債券が中心的な役割を果たすことから、運用利回りは国内債券を軸に設定することとなる。

ここで、資金運用部への新規預託金利が過去の実績で賃金上昇率を 1. 5 % 程度上回って